

座間市教育委員会 2月定例会会議録

1 開会日時 令和3年2月10日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 天野 久美 教育委員 小井田 由美子  
 教育委員 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 学校教育課長 野澤 慎  
 保健給食担当課長 福田 進 教育指導課長 小川 雅嗣  
 教育研究所長 江崎 厚史 生涯学習課長 松崎 佳子  
 図書館長 飯田 京子

5 書 記 川島 雪乃 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	4	第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について	図書館長	承認
2	5	座間市学校運営協議会規則	教育指導課長	承認
3	6	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課長	承認
4	7	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
5	8	令和3年度使用準教科書の選定について	教育指導課長	承認
6	9	県費負担教職員の人事について	学校教育課長	承認
7	10	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 ただいまより、2月定例教育委員会を開会いたします。

なお、本日は高木教育総務課長から欠席の連絡を受けております。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は2月10日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

#### <教育長報告>

木島教育長 1月13日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

1月13日(水)教育部内各所属新年挨拶、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。教育委員の皆様にご挨拶いただき、新年の御挨拶をいただきました。

1月18日(月)政策会議、教育長出席です。

1月18日(月)定例教頭会議、教育長出席です。

1月23日(土)災害対策本部設置訓練、教育長出席です。これはシェイクアウト訓練に伴うもので、第1回の災害対策本部会議を行いました。

1月25日(月)政策会議、教育長出席です。

1月25日(月)市健全財政戦略本部会議、教育長出席です。

1月26日(火)県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。これは、厚木合同庁舎で行われました。

1月27日(水)第10回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、教育長出席です。

2月1日(月)政策会議、教育長出席です。

2月3日(水)第11回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、教育長出席です。

2月4日(木)校内研究授業視察(相模中学校)、教育長出席です。これは、1月20日に予定されていた相模中学校の研究発表会が、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止となったために、ぜひ授業は参観させていただきたいということで、私個人で授業を参観させていただきました。2年生の社会科、忠臣蔵裁判ということで、四十七士の判決は助命か厳罰かという課題の中で、子どもたちが綱吉の思いを踏まえて結論を出すという内容で、話合いがとても面白く、大変良い内容でした。

2月4日(木)教育支援委員会、教育長出席です。教育支援委員会は年に6回ある

のですが、他の行事と重なったために一度もその様子を見ないで1年が終わろうとしていました。6回目となる今回は時間をとることができましたので、最初から最後までその様子を見させていただきました。24名の方の審査があり、今年度は63名ということで、大変多い審査であったと聞いております。

2月4日(木)教育研究員全体会(オンライン開催)、教育長出席です。Meetを使って研究員27名と研究報告会を行いました。

2月8日(月)政策会議、教育長出席です。

2月9日(火)総合教育会議、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

2月9日(火)県・市町村教育委員会教育長会議(オンライン開催)、教育長出席です。これは、Zoomによるオンライン会議でした。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第4号「第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について」、提案説明をお願いいたします。

(飯田館長 挙手)

木島教育長 飯田図書館長、お願いいたします。

飯田館長 4ページをお開きください。議案第4号「第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について」、第三次座間市子ども読書活動推進計画を別添のとおり策定することについて議決を求める。提案理由といたしましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、第三次座間市子ども読書活動推進計画を策定するため提案するものでございます。

本計画につきましては、12月定例会の協議にて御意見をいただき、別添1のとおり素案をまとめまして、12月19日から1月17日までパブリックコメントにて意見募集を実施いたしました。その結果、1名の方から5点の御意見をいただきましたので報告いたします。

1点目の御意見、「図書館で借りた本を、コミュニティセンターや子育て支援センター、幼稚園等で返却できるようにしてほしい」、2点目、「本の返却の手伝い等もしてほしい。子ども2人を連れて、重たい本を持つのはとても大変。」という御意見でございました。この2点の御意見は、内容が子ども読書に限らず図書館サービス全体にま

たがるものでございますので、御意見に対しましては、「図書館全体のサービス計画策定に当たって参考とさせていただきます。」と回答いたします。

3点目の御意見、「図書館の乳幼児の本のコーナーは、明るく広めに子どもが見やすいように、また、子どもが座れる椅子などを設置してほしい。子どもは声のボリュームを調整するのが難しいので、なるべく少し他のコーナーと離してほしい。」、4点目、「図書館には0歳児を連れていくので、ベビーカーが通れるようにしてほしい。」という2点がございました。こちらにつきましては、別添資料16ページ、第4章、1. 図書館、(1) 読書習慣の形成、⑥児童コーナーの充実、という項目にて触れておりますので、御意見に対しましては、「本計画のとおり取り組んでまいります。」と回答いたします。

5点目の御意見は、「コミュニティセンターや子育て支援センターでも、おはなし会をしてほしい。」というものです。コミュニティセンターにつきましては、同じく別添資料の28ページ、第4章、6. コミュニティセンター、(1) 読書習慣の形成、②読み聞かせの実施、という項目で触れておりますので、御意見に対しましては、「本計画のとおり取り組んでまいります。」と回答いたします。一方、子育て支援センターに対しましては、まだ子ども読書活動について具体的な調整に至っておりませんので、今回の計画には含まれておりません。次期計画策定までの5年間の中で、おはなし会等の実施を目指してまいりたいと考えておりますので、御意見に対しましては、「子育て支援センターについては、検討を進めてまいります。」と回答いたします。パブリックコメントについては以上です。

また、別添資料につきましては、本日の会議に先立ちまして、図書館協議会及び関係部局から、最終的な内容確認をいただいております。議案の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第4号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 第三次座間市子ども読書活動推進計画、大変良いものができました。ありがとうございました。

御異議等ないので、議案第4号は承認いたします。

続きまして、議案第5号「座間市学校運営協議会規則」について、提案説明をお願いいたします。

(小川課長 挙手)

木島教育長 小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 議案第5号「座間市学校運営協議会規則」、座間市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定する。提案理由としましては、学校運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものでございます。6ページから規則を載せてあります。こちらの規則につきましては、既に昨年11月の定例教育委員会の中で、委員の皆様には協議をさせていただいております。その後、市の規程に基づいて文言の整理をいたしました。また、第5条第2項については、当初「別に定める事項について、」という表現をしていましたけれども、「前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、」という形で修正をさせていただいております。文言を修正はしておりますけれども、内容については11月のものと変わるものではございません。以上です。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第5号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第5号は承認いたします。

続きまして、議案第6号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、提案説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 9ページをお開きください。議案第6号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」、学校教育法施行細則の一部を次のように改正する。提案理由ですが、様式の改正をいたしたく提案するものでございます。次のページを御覧ください。学校教育法施行細則の一部を改正する規則ということでここにありますように、施行細則の一部を次のように改正する。第26号様式から第29号様式までを次のように改める。第26号様式ですが、別紙、こちら小学校の児童指導要録です。11ページから13ペー

ジがそれに当たります。内容的には小学校も中学校も一緒なんですが、指導要領の改訂に伴って、指導要録の方も改訂する必要がございます。観点が4観点から3観点到変わったというところが主な変更ポイントになっておりますけれども、こちら3観点到変わっています。ここが改訂の具体になっております。第27号様式については、同じく指導要録の抄本、こちらは削除という形であります。第28号様式は、別紙の中学校の部分、14ページから16ページです。こちら、観点的部分が4観点から3観点到変わっているという形になっております。そして第29号様式については、中学校の同じく抄本ということで、こちら観点的が変わっているということでございます。この規則については、令和3年4月1日から施行する。ただし、第26号様式及び第27号様式の改正規定については、公布の日から施行するという形になっております。以上です。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、よろしくお願いいたします。

小井田委員 28号様式、中学校の指導要録についてです。学籍ではなく、指導に関する記録の方なので、15ページですね。右側の「教科」が入っていないのですが、ここは新しく何か教科が入るのでしょうか。

(小川課長 挙手)

木島教育長 小川教育指導課長、よろしくお願いいたします。

小川課長 中学校の指導要録については、以前から「教科」を空欄にしたものが入っております。これは、学校で選択教科というものを独自に行った場合に、その記録を教科名を書いて残す、というためのものであります。ただ、今各学校は授業時数の余裕がなく、選択教科を行っているという話は聞いておりませんが、様式としてもともとあったものだということで御理解ください。

小井田委員 ちなみに、今まで入った教科にはどんなものがあるのでしょうか。

小川課長 例えば、選択教科の時間というのが時間割の中に組んであって、その中で子ども

たちが教科を選択して、例えば数学を取ったりとか、あるいは理科を取ったりだとかというように、小学校で言うとクラブのような形で、というようにできる仕組みがあったんですが、それをやるかやらないかは学校の判断で、ということです。それをやった場合には、その成績についてはこの指導要録という形で残すと。ただ、実際にその学年でやる授業を重ねてやるというものではなくて、応用の部分であるとか、あるいはその子どもの状況によっては基礎的な部分であるとか、ということ、子どもたちの状況も見ながら計画をしていくということでございます。

小井田委員 ありがとうございます。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 観点が3つになったということなんですが、以前とどう変わったのか教えてください。

(小川課長 挙手)

木島教育長 小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 この観点は、「関心・意欲・態度」と呼ばれるような、教科や指導内容に関わる興味関心、それから「思考・判断」と呼ばれるもの、それから「技能」と呼ばれるもの、「知識・理解」という、だいたい多くの教科がこの4つの観点で、国語については、話すこととか聞くこととかということを含めて5観点で整理をされていたんですけども、教科によってこの観点に多少違いがありました。そこを国の方が整理して、全ての教科で、「知識・技能」、それから「思考・判断・表現」、それから「主体的に学習に取り組む態度」ということで、全部の教科の評価の観点を統一したということでございます。

馬場委員 わかりました。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 私たちが目にするのは、指導要録と通知表というのが子どもたちの評価をするもの

に当たりますが、実は通知表というのは校長の判断に委ねられていますので、各学校が独自に作っても構わない。ところが、今提案説明をいただいた指導要録の様式等についての決定権は教育委員会にありますので、それに基づいて野澤学校教育課長が提案をさせていただいたということになります。その辺りのところを御理解いただきたいというふうに思います。ですから極端な話、学校によっては通知表を出さない学校もあると聞いたことがございますが、座間市内においては通知表はしっかりと共通して出しております。ということで、少し御説明をさせていただきました。

他に御質問等もないようですので、議案第6号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第6号は承認いたします。

続きまして、議案第7号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 資料18ページを御覧ください。議案第7号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。提案理由は、令和2年度座間市一般会計補正予算案及び令和3年度当初予算案について提案するものです。

別添2を御覧ください。具体的内容についてはこちらの資料に沿って御説明いたしますが、説明に入る前に資料の訂正をお願いしたいと思います。別添2の3ページです。No.1の概要説明欄、「栗原小学校1号棟外壁改修工事(I期)」とありますが、この「(I期)」を削除していただきたいと思います。また、No.4についても同様に、概要説明の3行目にあります「(I期)」の削除をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って簡潔に御説明してまいります。始めに、令和2年度補正予算の歳入について御説明します。資料3ページNo.1、小学校学校施設環境改善交付金は、令和3年度に予定していた栗原小学校1号棟外壁改修工事ほか2件の工事を前倒して実施するに当たり、国の補正予算による同交付金を活用するための予算計上



です。

№. 2、中学校学校施設環境改善交付金は、令和3年度に予定していた西中学校2号棟外壁及び屋上防水改修工事ほか1件の工事を前倒して実施するに当たり、国の補正予算による同交付金を活用するための予算計上です。

№. 3、教育総務費寄附金は、貴重な寄附が寄せられたことによる予算計上です。

№. 4、小学校債は、中原小学校屋上防水改修工事ほか1件の事業費確定による減額と栗原小学校1号棟外壁改修工事ほか2件の工事前倒しに伴う増額の結果、追加で増額補正するものです。

№. 5、中学校債は、西中学校2号棟外壁及び屋上防水改修工事ほか1件の工事前倒しによる予算計上です。

№. 6、教育総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大による教育活動縮小に伴う給食費、修学旅行費の減等による減額です。

№. 7及び№. 8、要保護児童生徒援助費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大による小中学校の修学旅行費の減による減額です。

№. 9、社会教育使用料は、新型コロナウイルス感染症拡大による市民文化会館の利用減に伴う市民文化会館使用料の減額です。

№. 10、社会教育費補助金は、市民文化会館リハーサル室空調設備更新に当たり、国の文化芸術振興費補助金を活用するための予算計上です。

令和2年度補正予算、歳入の説明は以上です。

続いて、令和2年度補正予算の歳出について御説明します。資料5ページ№. 1、教育施設整備基金積立金の積立金は、寄附金を基金に積み立てるための増額です。

№. 2、小学校施設整備事業費の建設事業委託料は、栗原小学校1号棟外壁改修工事の前倒しに伴い、監理委託を行うための増額です。

№. 3、小学校施設整備事業費の建設工事費は、栗原小学校1号棟外壁改修工事ほか1件を前倒し実施することに伴う増額です。

№. 4、中学校施設整備事業費の建設事業委託料は、西中学校1・2号棟外壁及び屋上防水改修工事設計委託の事業費確定に伴う減額です。

№. 5、中学校施設整備事業費の建設工事費は、西中学校2号棟外壁及び屋上防水改修工事ほか1件を前倒し実施することに伴う増額です。

№. 6、特別支援教育就学奨励等事業費の扶助費は、新型コロナウイルス感染症拡大による給食費、修学旅行費の減等による減額です。

№. 7、要保護及び準要保護児童援助事業費の扶助費は、新入学学用品費の対象者が当初見込を下回ったこと及び新型コロナウイルス感染症拡大による給食費、修学旅行費等の減による減額です。

№. 8、要保護及び準要保護生徒援助事業費の扶助費は№. 7と同様、修学旅

行費の減等による減額です。

No. 9、中学校給食（選択式）事業費の施策事業委託料は、新型コロナウイルス感染症拡大による中学校の臨時休業に伴う減額です。

No. 10、教育指導管理経費の施策事業委託料は、新型コロナウイルス感染症拡大により小学校の水泳授業が中止になったことによる減額です。

No. 11、小学校教科書・指導書購入事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の消耗品費は、指導者用デジタル教科書追加購入に伴う入札結果による減額です。

No. 12及び13、北地区文化センター維持管理経費及び東地区文化センター維持管理経費の施設等管理運営委託料は、新型コロナウイルス感染症拡大による施設の利用中止に伴い、施設等管理運営委託業務の時間を短縮したことによる減額です。

令和2年度補正予算、歳出の説明は以上です。

続いて、資料7ページを御覧ください。繰越明許費については、年度内の事業執行が困難であることに伴い、小学校施設整備事業費、中学校施設整備事業費それぞれ繰越明許費の設定をするものです。

ここまでの、令和2年度補正予算の説明です。

木島教育長 ありがとうございます。一度補正予算関係で区切りたいと思います。少し時間をとりますので、7ページのところまでもう一度目を通していただいて、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

木島教育長 御質問等はいかがでしょう。

木島教育長 よろしいでしょうか。それでは、次に当初予算関係をお願いします。

安藤部長 それでは、令和3年度当初予算について御説明します。

教育部全体での歳入、歳出それぞれの予算要求額は、9ページ及び10ページに記載のとおりです。

具体的内容を説明させていただく前に、本市全体の令和3年度当初予算の状況について、概要を御説明したいと思います。本市の新年度予算編成は、昨今の長引く景気低迷に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う更なる経済活動縮小の影響による歳入予算の減額と、新型コロナウイルス感染症対策を中心とした歳出予算の増額によって、過去に例を見ない厳しい状況となりました。このような状況にあっても、教育部では、本市の子どもたちが生き生きと、家庭、学校、地域において心身ともに健全に学び、遊び、育つために必要な予算要求を全所属しっかりと行い、当初予算全体の減額を最小限に留め、かつ必要な予算の増額に努めました。このような中、昨年秋に

御説明した教育部主要事業の予算要求状況について、御説明します。11ページからの表中、一番左側に○印を付けているのが、教育部主要事業に位置付けている事業です。施策25教育環境から順に御説明します。

小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業は、小中学校の施設を改修し、教育環境の充実を図るための予算要求を行いました。

小学校及び中学校施設維持管理事業では、施設の定期点検、適切な維持管理等を実施するための予算要求を行いました。

12ページを御覧ください。小学校及び中学校情報教育環境整備事業では、小中学校の情報機器の整備等を実施するための予算要求を行いました。

続きまして、施策26学校保健です。13ページを御覧ください。学校教育管理経費では、児童生徒の基礎学力の定着と個性の伸長を図るためのティーム・ティーチング及び少人数指導の確保・充実に向け、会計年度任用職員を各校に配置するための予算要求を行いました。

14ページを御覧ください。学校給食施設整備事業では、学校給食の作業能率向上、安全性向上のため、老朽化した備品及び施設の修繕のため予算要求を行いました。

続きまして、施策27教育活動です。15ページを御覧ください。コミュニティ・スクール推進事業では、小中各1校に学校運営協議会を設置し、研修会や連絡協議会等の開催、地域住民等へ制度周知を行うための予算要求を行いました。

16ページを御覧ください。中学校部活動指導者派遣事業では、部活動支援のため、専門的知識と技能を有する部活動指導協力者と部活動指導員を派遣するための予算要求を行いました。

特別支援教育事業では、小中学校への特別支援教育支援員の配置に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に対し看護介助員を配置するための予算要求を行いました。

情報教育推進事業では、情報教育に関する情報提供等の支援、校内研修、プログラミング教育推進のためICT支援員を配置する予算要求を行いました。

外国人子女日本語指導等協力者派遣事業では、外国籍等で日本語指導が必要な場合、教育の円滑な推進と教員の指導に協力する者を派遣するための予算要求を行いました。

外国語教育推進事業では、小中学校の国際理解と国際的コミュニケーションの手段として英語に親しみ、基礎を育むため外国語指導助手を派遣するための予算要求を行いました。

17ページを御覧ください。教育相談事業では、学校や保護者、相談関係機関と連携を図りながら教育相談を進め、心理判定支援員やスクールソーシャルワーカー、学校教育心理相談員を配置することで対応の充実に努め、不登校対策の充実を図るため「心のフレンド員」を派遣するための予算要求を行いました。

続きまして、施策28生涯学習です。18ページを御覧ください。座間市公民館学級・講座開設事業では、主に小学生以上の子どもと保護者を対象とした講座、子育て中の保護者を対象とした講座を開催するための予算要求を行いました。

市民大学運営事業では、相模原市及び近隣の大学・専門学校と連携し、これらの機能を生かした学習機会を市民に提供するための予算要求を行いました。

北地区文化センター学級・講座開設事業では、主に一般を対象とした学級、講座、少年少女が対象の講座、催物等を開催するための予算要求を行いました。

東地区文化センター学級・講座開設事業では、乳幼児を持つ親の支援や高齢者対象の学級等、世代に合わせた講座等を開催するための予算要求を行いました。

座間市公民館維持管理経費、北地区文化センター維持管理経費、東地区文化センター維持管理経費では、施設保守点検、修繕等のための予算要求を行いました。

19ページを御覧ください。図書館資料整備事業では、利用者ニーズを基に図書を購入するための予算要求を行いました。

図書館維持管理経費では、施設の維持管理を行うための予算要求を行いました。

図書館蔵書電算管理事業では、蔵書を管理し、貸出業務及びオンライン業務等を行うための予算要求を行いました。

電子図書館運営事業では、電子書籍を整備するための予算要求を行いました。

家庭教育推進事業では、子育て中の親等を対象とした講座を開催するとともに、市内小中学校PTAや市民団体等主催の講座を指導・支援するための予算要求を行いました。

市民自主企画講座開設事業では、社会教育団体の自主的な学習活動、人材の育成を目的に開催される講座等を支援するための予算要求を行いました。

20ページを御覧ください。図書館運営事業では、図書館サービスの実施、読書普及のための事業を開催するための予算要求を行いました。

最後に、施策29市民文化です。21ページを御覧ください。市民文化会館大規模修繕事業では、利用者が快適・安全に使用できるよう、施設や各種設備等を計画的に修繕するための予算要求を行いました。

芸術祭等開催事業では、市民芸術祭、児童文化展及びロビーコンサートを開催するための予算要求を行いました。

芸術文化啓発事業では、美術展等の展示や音楽会、文化講座等を開催するための予算要求を行いました。

文化財調査・管理事業では、文化財保護委員会、文化財調査員会議を開催するとともに埋蔵文化財の保護を行うための予算要求を行いました。

市史編さん事業では、市史に係わる資料等の整理、市史資料叢書の編集を進めるとともに、市の歴史的経緯の調査・研究を行うための予算要求を行いました。

以上が、教育部主要事業を中心とした、議案第7号「教育関係予算案に関する意見の申出について」の概要説明です。

木島教育長 ありがとうございます。資料8ページから21ページまでにわたって、当初予算について安藤教育部長から説明をいただきましたが、ここも少し時間をとらせていただきたいと思います。もう一度目を通していただいて、御質問等ありましたらお願いいたします。

馬場委員 質問よろしいでしょうか。

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 13ページの下の方、「環境衛生の維持、改善に努めます。」というところで、主要事業として御説明くださった学校教育管理経費ですが、これはなぜ環境衛生なんでしょうか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 こちらにつきましては、保健事業と一緒に学校教育課自体がくくられておりまして、その流れの中でこちらに位置付けられているということが主な理由になっております。また、環境面という部分で言うと、人的な整備をするということが学校教育課の主な事業になりますので、そういった意味での環境、ということも含まれております。

馬場委員 なるほど、わかりました。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 16ページの情報教育推進事業についてです。昨日の総合教育会議でも議題になりましたけれども、この事業内容に書いてあります「小学校プログラミング教育推進のためICT支援員を配置する。」ということ。今現在、やはり学校で一番の課題が、一

人一台端末、これをどのように活用していくかというところです。以前から私も心配していたことですが、各校への配置状況、これがこの予算で大丈夫かどうか。大変多忙な学校を支援していくのに十分かどうか。その辺りを現状と併せてお聞かせいただければと思います。

(江崎所長 挙手)

木島教育長 では江崎教育研究所長、今年度の配置状況も含めてお願いいたします。

江崎所長 この情報教育推進事業ですが、今回、もともと別事業の中に組み込まれたものを特出ししたものになっております。今年、小学校ではICT支援員を4校に1名配置しており、年間35日、各学校に行き先生方のサポートをするというところになっております。ICT支援員以外に、情報教育アドバイザーの人員費がこちらに入ることになっておりまして、来年度の予算措置といたしましては、現在1名であるところ、来年度は2名で考えております。中学校の方がプログラミング教育のICT支援員というのが付いておりませんので、もう1名の情報教育アドバイザーは、主に中学校の方を担当してもらうような形で考えているところです。以上です。

小井田委員 今の人員配置だと、やはり足りないんじゃないかなと思うんです。特に中学校は、これまでは技術家庭で情報教育が行われていたかと思いますが、これからは一人一台端末、全教科でそれを使っていくというところを想定しますと、やはり今の配置状況はどうなのかな、というふうに思いました。途中で状況に合わせて増員というのは可能なかどうか。私だけの考えでいきますと、4校に1名の支援員はやはり足りないんじゃないか、それから情報教育アドバイザー2名も厳しいんじゃないか、そのようなことで、心配な状況は来年度も続くかなと。学校に全部お任せというわけにはいかないので。その辺りは検討の余地があるのかなというふうに思いました。

木島教育長 一人一台をできるだけ早く子どもたちに、という状況の中で、小井田委員が心配されるのも当然かな、というふうに思います。江崎所長、この辺りについてはいかがでしょうか。

江崎所長 学校側とすると、常に側にいてほしいという状況はあるかと思いますが、ですので、そういう意味でいくとICT支援員の配置は年間35日なので、足りないという見方もあると思います。ただ、財政的なバランスですとかそういったことで、今回はこれでいきたいと思っているんですが、今後に関しては、できるだけ国の補助ですとかチ

チャンスを使いながら予算要求していきたいと考えているところです。揃えられるだけ目一杯のことはやっていきたい、というふうに取り組んでいるところではあります。

小井田委員 よろしくお願ひいたします。

木島教育長 この一人一台端末に関しては、決して座間市だけの問題ではなくて、日本中どの学校においても、端末をどう活用していくかということが課題になっています。そういう中で、情報教育の支援員の配置を国に求める動きはいろいろなところから出ていますので、この辺り、国の動きを注視していきたいというところ。それから、情報教育の支援員はいないけれども、学校の中で、若しくは研究所の研究者の中に情報教育の研究者を配置したり、学校の中に中心になって情報教育を推進してくれるような先生をお願いしたりということで、普及には努めていくということによろしいでしょうか。そんな形でお願ひしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(天野委員 挙手)

木島教育長 天野委員、お願ひいたします。

天野委員 18ページの、座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターの事業内容のところなんですけれども、北地区文化センターには「乳幼児を持つ親の」というのが入っていないようですけれども、これは各館の館長が上げてきた事業内容をそのまま載せているから各館で違うのかな、という質問と、予算が3館で随分違うなと感じたので、この辺りをわかる範囲で良いので教えていただけますか。

(松崎課長 挙手)

木島教育長 松崎生涯学習課長、お願ひいたします。

松崎課長 こちらの事業につきましては、各館の社会教育指導員の計画等に基づいて事業内容が各館で違っております。また、予算の違いについては、社会教育指導員の人件費や、各館の講座の回数によって違ってきているものであります。以上です。

天野委員 私個人としては、乳幼児を持つ親の支援というのをもっとやっていただきたいと思っています。ただ、北地区文化センターでも乳幼児を持つ親の講座をいろいろ持って

いたかと思うので、ただここに載っていないだけかなというふうには思っていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

松崎課長 そのとおりです。

天野委員 ありがとうございます。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第7号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 今回、事前説明があつて、ここでまた説明という形で、教育委員の皆さんには予算の内容について十分御理解をいただくという趣旨がございまして、時間をとらせていただきました。ありがとうございます。

御異議等ないようですので、議案第7号は承認いたします。

続きまして、議案第8号「令和3年度使用準教科書の選定について」、提案説明をお願いいたします。

(小川課長 挙手)

木島教育長 小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 議案第8号「令和3年度使用準教科書の選定について」、令和3年度使用準教科書を別紙のとおり選定することについて議決を求める。提案理由としましては、座間市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項の規定により提案するものでございます。次のページをお開きください。現在、学校で使用する準教科書というのは、小学校の体育の教科書、1教科に限定されております。令和3年度につきましては、座間小学校が高学年において体育の教科書を児童に購入して使用するということで、申請がきております。ほかの10校につきましては、教師がこちらの教科書を指導資料として使用する学校、それから教師が自作資料を使用して体育の授業を行う、というようなことでございます。参考までにお伝えすると、もともとは割と多くの学校が子どもたちに教科書を買わせていたんですけれども、親の経済的な負担を減らすというような



ことから、先生側の方で少しずつ、買わせるのではなくて授業を行っていくような形になっております。座間小学校は、昨年度、今年度と校内研究のテーマが体育ということで、今回残念ながら研究発表会は新型コロナウイルスの関係でできなかったんですけども、体育に力を入れているというところもありまして、ぜひ購入を、ということでございます。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 私が着任した数年前は、この準教科書を使っている学校がかなり多かったです。ただし、今教育指導課長がお話したように、買う以上はこの準教科書を常に使っていく、ということがあります。その辺りのところも含めて、今一度各学校にはいろいろと判断をしていただいた結果、座間小学校は体育の研究校ということもありまして、これを使って体育の充実を図っていきたいという意味合いがあるのかなと思っています。GIGAスクール構想の中でも、高速LANが特別教室や体育館には今までなかったということで、今回体育館の方にも入ったわけです。これによって、子どもたちの映像を体育館の中で実践をした後に映し出してその動きを確認したりする、若しくはゲームを行った後に映像を見ながら反省をしたり、ということもできるようになるということで、少し脱線しますが、活用の幅が広がってくるのかなというふうに考えています。

御質問等もないようですので、議案第8号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第8号は承認いたします。

お諮りします。議案第9号から報告第2号までは、人事に関する案件ですので非公開とし、特に議案第9号については、関係職員のみを残し、教育委員会事務局職員にも退席をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第9号から報告第2号までは非公開といたします。

(議案第9号「県費負担教職員の人事について」から報告第2号「県費負担教職員の任用について」までは非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。  
その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、次回の定例会は令和3年3月26日（金）午後1時00分から教育委員会室で開催します。  
以上で2月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前10時45分閉会）